

社会福祉法人 若駒会 駒形デイサービス 輝^{かがやき}
地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 若駒会が開設する駒形デイサービス 輝^{かがやき}（以下「事業所」という）において実施する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス従事者」という。）が要介護状態、要支援状態又は基本チェックリスト該当者に対し、適切な地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練、介護その他必要な援助を行う。

介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、要支援状態又は介護予防通所介護相当サービス事業は、利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 駒形デイサービス ^{かがやき} 輝
- (2) 所在地 前橋市駒形町 196-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤職員・生活相談員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2人

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整や事業所に対する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 6人

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

- (4) 機能訓練指導員 2名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (5) 看護職員 3名

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び保健衛生上の指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時～午後4時30分

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員は、18名とする。

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴
- (2) 食事の提供
- (3) 生活相談
- (4) 健康状態の確認
- (5) レクリエーション
- (6) 機能訓練
- (7) 送迎
- (8) その他日常生活に必要な支援及び介助

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

また、平成27年8月1日から一定所得以上の所得がある65才以上の被保険者については各利用者の負担割合に応じた額となる。

基本料金

(1単位：10.14円)

項 目	所要時間 7～8 時間
	利用料金
要介護度 1	753 単位 / 日
要介護度 2	890 単位 / 日
要介護度 3	1,032 単位 / 日
要介護度 4	1,172 単位 / 日
要介護度 5	1,312 単位 / 日

加算料金

項 目	利用料金
入浴介助加算	40 単位 / 日
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56 単位 / 回
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0 %

2 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、「介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第127号）によるものとする。

基本料金

(1 単位 : 10.14 円)

項 目	所要時間 7～8 時間
	利用料金
要支援 1	1,798 単位 / 月
要支援 2	3,621 単位 / 月
事業対象者 (週 1 回)	1,798 単位 / 月
事業対象者 (週 2 回)	3,621 単位 / 月

加算料金

項 目	利用料金
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0 %

- 3 食事の提供に要する費用については、680 円を徴収する。
- 4 おむつ代については自己負担とし、原則現物持参とする。
- 5 その他、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスにおいて、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前 6 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、前橋市とする。

(衛生管理等)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 1 2 条 利用者は地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 1 3 条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 4 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理責任者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 1 5 条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 1 6 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 従業者は、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報するものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価をうけるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(第三者評価実施状況)

第19条 当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は若駒会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 1 日	一部改訂
平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 27 年 8 月 1 日	一部改訂
平成 29 年 8 月 1 日	一部改訂
平成 30 年 8 月 1 日	一部改訂
令和 5 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 6 年 1 月 1 日	一部改訂
令和 6 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 7 年 2 月 1 日	一部改訂
令和 7 年 2 月 12 日	一部改訂